

# 第49号 (平成30年3月1日)



# 日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部 部長 菅野 惠文

機構ホームページ

# 日本年金機構

検索

http://www.nenkin.go.jp/

# 【目次】

- **■** はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- ■地域の独自情報
- 編集後記

# はじめに

本号では、3月5日以降に開始され るマイナンバーを利用した届出開始に伴う事務の概要や 留意点等について掲載しております。別冊「様式集」と 併せてご覧ください。

さて、日本年金機構では、特別催告状の発送や強制徴 収を中心に、国民年金保険料の納付率向上に向けての取 組みを進めています。来年度に予定している取組みにつ いて、年度計画を掲載しておりますので、広報計画等に 是非ご活用ください。

平成29年度も、残すところあと僅かとなりました。 引き続き、市区町村の皆様方のご理解とご協力をよろし くお願いいたします。

# 障害年金講座

第2回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務で の注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後 ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

障害認定日

です!

# (1) 障害認定日とは

障害認定日とは、障害の程度の認定を行う日のことをいいます。具体的には、障害の原因となった病気や怪我で初めて医師等にかかった日(初診日)から起算して1年6月を経過した日(初診日が平成27年7月31日の場合は、平成29年1月31日となる。仮に、初診日が平成27年8月31日の場合は、平成29年2月28日となる)か、またはその期間内に治った場合は治った日(症状が固定した日)\*のことをいいます。

また、20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月を経過した日が20歳前にある場合は、20歳に到達した日、20歳後にある場合は1年6月を経過した日のことをいいます。

※ 障害認定基準等で初診日から起算して<u>1年6月を経過する前に</u>障害認定日(傷病が治った状態)として 取り扱う事例は次の(2)のとおりです。下記以外でも障害認定基準に記載されている「傷病が治った場 合」に該当すれば、初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として取り扱う場合があります。

# (2) 初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級の目安
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日	2級
	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節又は下肢3大関節に人工関節 を挿入置換した場合、原則3級
肢体	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日 (障害手当金は創面治癒日)	1 肢の切断で2級、2 肢の切断で1級、 一下肢のショパール関節以上で欠くと2級、 リスフラン関節以上で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6月を経過 した日以後(※1)	
呼吸	在宅酸素療法	開始日 (常時使用の場合)	3級(常時(24時間)使用の場合)
	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器 (ICD)	装着日	3級
循環器	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日	1級(術後の経過で等級の見直しがある)
(心臓)	CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D (除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日	重症心不全の場合は2級 (術後の経過で等級の見直しがある)
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管 (ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日	3級(一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合)
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3月を 経過した日(※2)	2級
	人工肛門造設、尿路変更術	造設日又は手術日から起算して 6月を経過した日(※2)	左記のいずれか1つで3級
他	新膀胱造設	造設日	3級
	遷延性植物状態	状態に至った日から起算して3月 を経過した日以後(※3)	1級

(※1) ~ (※3) の詳細については、本誌3頁~4頁をご参照ください。

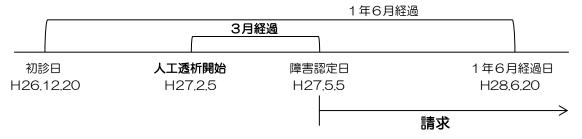
脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から起算して6月経過した日以降に、医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるときに認定されるため、請求すれば<u>必ず認めら</u>れるものではありません。



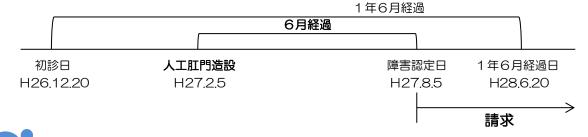
<u>初診日から1年6月を経過する前でも</u>、人工透析療法の場合は透析開始から3月経過した日、人工肛門造設又は尿路変更術の場合は、造設日又は手術日から6月経過した日を認定日として請求することができます。

例1 ~人工透析開始の例~

**※2** 



例2 ~人工肛門造設の例~



# 事後重症による請求の場合

<u>初診日から1年6月経過後に</u>人工透析を開始、人工肛門を造設、尿路変更術を実施した場合は、障害認定日をすでに経過し、受給権発生日が請求日となることから、3月経過及び6月経過にとらわれることなく、請求できます。



**\*3** 

「遷延性植物状態」の診断基準は、次の①~⑥に該当し、かつ、それが3月以上継続しほぼ固定している 状態のことをいいます。 遷延性植物状態(障害認定日)の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になり ます。

### <植物状態の診断基準の6項目>

①自力で移動できない

②自力で食物を摂取できない

③糞尿失禁をみる

4日で物を追うが認識できない

⑤簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない

⑥声は出るが意味のある発語ではない

極物状態が3月以上継続し、 変通事故により植物状態 と診断される。 (6項目に該当した日)

「できること)

「できる

# 遷延性植物状態により

初診日から1年6月以内に 障害年金の請求があった場合の診断書チェックポイント!

事項	認定日請求時の留意点
起算日	現在までの経過に「平成○○年○○月○○日 意識障害を呈し昏睡となる」等の記載がされているか。 (診断書⑨欄)
障害認定日	「治った日」が記載されているか。 (診断書⑦欄)
(治った日)	起算日と治った日は、3月以上経過しているか。 →例えば、平成26年12月31日から起算して3月を経過した日は、平成27年3月31日となります。
現症日	障害認定日(治った日)以降3月以内であるか。

# 機構からの連絡

# 平成30年3月からの個人番号(マイナンバー)による届出開始に伴う事務の留意点 (刷新プロジェクト推進室)

公的年金制度では、平成30年3月5日以降、各種届出・申請等に際し、原則マイナンバーを利用していただくこととなります。

マイナンバー利用開始後に市区町村が行う事務の概要・留意点等についてお知らせします。

# 1. 個人番号(マイナンバー)による届出・申請

資格取得・種別変更届、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等の年金関係の届書については、様式が変更となり、マイナンバーを記載して届出を行うことが可能になります(電子申請についても、マイナンバーで申請を行えるようになります。)。

なお、マイナンバーを記載する対象届書等についての詳細は、厚生労働省年金局から通知される事務取扱通知等でご確認ください。

また、市区町村が行う資格取得・種別変更届等にかかる日本年金機構(以下「機構」という。)への報告もマイナンバーにより行っていただくことになります。

※ マイナンバーが変更された場合は、機構への届出が必要となります。

# 2. 国民年金被保険者関係届書等の様式変更

国民年金被保険者関係届書等は、マイナンバーによる届出、様式の統一化に対応するため、新しい様式に変更します。変更が行われる主な届書名は、下記のとおりです。 ※ 様式の見本につきましては、別冊「様式集」をご参照ください。

(1)       国民年金被保険者関係届書(申出書)         (2)       国民年金保険料免除期間納付申出書         (3)       国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書         (4)       国民年金保険料免除・納付猶予申請書         (5)       国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書         (6)       国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書         (7)       国民年金保険料学生納付特例申請書         (8)       国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届         (9)       国民年金保険料追納申込書         (10)       国民年金保険料追納申込書         (11)       国民年金保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書         (12)       国民年金被保険者債務に認録訂正・追加・取消報告書(処理票)         (14)       国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票)         (15)       国民年金関係報告書         (16)       年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)		
(3) 国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書 (4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (5) 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書 (6) 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 (7) 国民年金保険料学生納付特例申請書 (8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届 (9) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料ルンジットカード納付(変更)申出書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(1)	国民年金被保険者関係届書(申出書)
(4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (5) 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書 (6) 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 (7) 国民年金保険料学生納付特例申請書 (8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届 (9) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料ルンジットカード納付(変更)申出書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(2)	国民年金保険料免除期間納付申出書
(5) 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書 (6) 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 (7) 国民年金保険料学生納付特例申請書 (8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届 (9) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料ルジットカード納付(変更)申出書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(3)	国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書
(6) 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 (7) 国民年金保険料学生納付特例申請書 (8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届 (9) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料追納申込書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(4)	国民年金保険料免除·納付猶予申請書
(7) 国民年金保険料学生納付特例申請書 (8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届 (9) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料のレジットカード納付(変更)申出書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(5)	国民年金保険料免除·納付猶予取消申請書
(8) 国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届 (9) 国民年金保険料追納申込書 (10) 国民年金保険料ルシットカード納付(変更)申出書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(6)	国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書
<ul> <li>(9) 国民年金保険料追納申込書</li> <li>(10) 国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書</li> <li>(11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書</li> <li>(12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書</li> <li>(13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票)</li> <li>(14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票)</li> <li>(15) 国民年金関係報告書</li> </ul>	(7)	国民年金保険料学生納付特例申請書
(10) 国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書 (11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)・取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正・追加・取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(8)	国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届
(11) 国民年金被保険者住所変更報告書(転出)·取消報告書 (12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正·追加·取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(9)	国民年金保険料追納申込書
(12) 国民年金被保険者資格関係記録訂正·追加·取消報告書 (13) 国民年金納付記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(10)	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書
(13) 国民年金納付記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (14) 国民年金保険料関係記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(11)	国民年金被保険者住所変更報告書(転出)·取消報告書
(14) 国民年金保険料関係記録訂正·追加·取消報告書(処理票) (15) 国民年金関係報告書	(12)	国民年金被保険者資格関係記録訂正·追加·取消報告書
(15) 国民年金関係報告書	(13)	国民年金納付記録訂正·追加·取消報告書(処理票)
	(14)	国民年金保険料関係記録訂正·追加·取消報告書(処理票)
(16) 年金請求書(国民年金·厚生年金保険老齢給付)	(15)	国民年金関係報告書
	(16)	年金請求書(国民年金·厚生年金保険老齢給付)

# 3. 番号法による本人確認(番号確認及び身元(実存)確認)

被保険者及び年金受給権者(以下「被保険者等」という。)からマイナンバーが記載された届書等の提出を受けた際には、マイナンバー法第16条に基づき、以下の確認作業を行ってください。

# ①番号確認

被保険者等から提出されたマイナンバーが正しい番号であることを「マイナンバーカード」「通知カード」「マイナンバーが記載された住民票の写し」等により確認します。

# ②身元確認

届書を提出した者(マイナンバーを提供した者)がその本人に間違いないことを「マイナンバーカード」「運転免許証」「旅券」「在留カード」等の写真付身分証明書等により確認します。

- ※代理人からマイナンバーの提供を受ける場合は、上記①、②に加えて委任状等により代理人の代理権の確認が必要になります。
- 【参考】機構ホームページに掲載している本人確認書類の例につきましては、 本誌8頁をご参照ください。

# 4. 届出省略(住所・氏名変更等)にかかる変更点等

### (1)住所変更、氏名変更、死亡届の省略

マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている者について、地方公共団体情報システム機構(以下「JーLIS」という。)から月次で住民票の異動情報(住所、氏名、生年月日、性別の変更情報)を取得し、被保険者等の記録の更新を行います。

これにより、被保険者の住所変更届及び被保険者・受給権者の氏名変更届については、機構への届出を省略することができます。

また、これまで受給権者のみ実施していた死亡届の届出省略について国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者も届出を省略できるようになります。

これに伴い国民年金第1号被保険者に関する市区町村から機構への報告については、 原則として省略となります。

なお、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いていない国民年金第1号被保険者については、今後、定期的に機構から市区町村宛てに対象者の<u>基礎年金番号</u>及び<u>4情報(氏名、性別、生年月日、住所)</u>をお知らせし、その時点で氏名・住所の変更があることが判明した場合は、国民年金関係報告書の提出をお願いする予定です。

# (2) 転出先確認リスト (新設) の取扱いの開始

機構がJーLISから取得する転出情報には、転出先の市区町村の情報が含まれないため、転出先の市区町村を把握することができません。

このため、J-LISから転出情報を取得した者のうち、1月経過(次回の住基情報の取得時)までに転入の情報を取得できない者を「転出先確認リスト」※に出力し、当該リストを用いて転出元の市区町村に転出先の市区町村名等の情報提供を依頼することにしています。

「転出先確認リスト」の送付を受けた市区町村は、リストに記載された対象者の転出先住所及び市区町村コードを記載し、事務センターに返送していただきます。

または「住所変更報告書(転出)」を作成し、「転出先確認リスト」と共に機構へ返送いただくようお願いします。

※「転出先確認リスト」の見本につきましては、別冊「様式集」をご参照ください。

### 5. 市区町村住民の方への周知依頼

### ◎ 年金受給権者・請求者向けのチラシの設置

年金受給権者・請求者(以下「受給権者等」という。)に向けて、マイナンバーによる届出、住所変更届等の届出省略開始後の留意点等をお知らせするために、チラシを年金事務所に設置します。

受給権者等については、氏名変更の届出省略を行うことにより、機構への氏名変更届の提出は不要となりますが、年金振込先口座の名義変更手続きは行っていただく必要があります。

また、氏名変更に伴い年金証書の差替えも必要となることから、これらに係る留意 事項をまとめたチラシを作成しています。市区町村の窓口においても、今後、年金受 給権者等向けのチラシの設置いただくよう協力をお願いする予定です。詳細は、追っ てご連絡させていただきますので、その際にはご協力いただきますようお願いします。

- ※被保険者向けの届出にかかる周知については、機構ホームページで行います。
- ※チラシの見本につきましては、別冊「様式集」をご参照ください。







### 機構ホームページに掲載している本人確認書類の例

### 【日本年金機構が本人からマイナンバーの提供を受ける場合】

○対面・郵送による場合 (対面の場合は原本により確認。郵送の場合は原本またはその写しにより確認)

### マイナンバーの確認

- ■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認
- ①マイナンバーカード
- ②通知カード
- ③マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ■左記による確認が困難な場合は、次の方法による確認
- ・地方公共団体情報システム機構への確認
- ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報 ファイルによる確認

### 身元(実存)確認

- ■次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認
- ①マイナンバーカード
- ②運転免許証、運転経歴証明書
- ③住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- ④旅券(パスポート)
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ⑥在留カード、特別永住者証明書
- ⑦官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの(写真付きのもの)☆
  - ·船員手帳 ·海技免状
- ·認定電気工事従事者認定証
- ·特種電気工事資格者認定証
- · 小型船舶操縦免許証
- ·耐空検査員の証
- ·猟銃·空気銃所持許可証
- ·航空従事者技能証明書 ·運航管理者技能検定合格証明書
- 戦傷病者手帳
- ·動力車操縱者運転免許証
- ·宅地建物取引士証 ·電気工事士免状
- ·教習資格認定証
- ·無線従事者免許証
- ・検定合格証(警備員に関する検定の合格証)

- ■左記による確認が困難な場合は、次に掲げる書類2つ以上による確認 (異なる丸数字の組合せが必要)
- ⑧被保険者証、組合員証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者 医療、介護保険、共済組合)
- ⑨児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ⑩住民基本台帳カード(写真付きでないもの)
- ⑪公的年金(企業年金、基金を除く)の年金証書または恩給証書 (12)年金手帳
- ③日本年金機構が交付した通知書(年金額改定通知書、年金振込通知書等)☆
- (1) 印鑑登録証明書
- ⑤学生証(写真付きのもの)☆
- ⑥官公署等が発行した身分証明書(写真付きのもの)☆
- ①官公署等が発行した資格証明書(写真付きのもので⑦に掲げる書類以外の もの)☆
- ・☆印(⑦、⑬、⑮、⑯、⑪)については、氏名、生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。
  - ・資格(身分)証明書(官公署等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの) は原本の提示が必要(写しや画像は不可)。
  - ・日本年金機構が基礎年金番号・氏名・住所等を予め印字して本人に交付した届書等については、当該届書等を使用して届出を行う場合には、 これを身元(実存)確認書類として扱う。

### 〇電話による場合

マイナンバーの確認	身元(実存)確認
■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報 ファイルによる確認	■本人の氏名・生年月日・住所の確認 ■本人しか知り得ない事項(年金の受取先金融機関名称等)による確認

### 〇オンラインによる場合

マイナンバーの確認	身元(実存)確認
■マイナンバーカード(ICチップの読み取り)による確認	
■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で作成した特定個人情報 ファイルによる確認	■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・公的個人認証による電子署名による確認 ・日本年金機構が適当と認める方法による確認 (マイナンバーカード・運転免許証・旅券等のイメージデータ等(画像データ、写真等)の電子的送信等)

### 【日本年金機構が本人の代理人から本人のマイナンバーの提供を受ける場合】

	対面・郵送による場合(郵送の場合は写しで可)	電話による場合(※)	オンラインによる場合
代理権の確認	■次に掲げる書類による確認 ・法定代理人の場合:戸籍謄本等 ・任意代理人の場合:委任状 ■上記による確認が困難な場合は、官公署等から本人に対し一に 限り発行・発給された書類(本人の健康保険証等)	※法定代理人のみ可能 (以前に法定代理人の 届出があった者に限る。) ■本人及び代理人しか知り得な い事項(本人と代理人の関係、 年金の受取先金融機関名称等)	■代理権を証明する情報の送信 (委任状データの電子的送信等)に よる確認
代理人 の身元 (実存) 確認	■本人の場合に準じた方法による確認	による確認	■本人の場合に準じた方法による確認
本人の マイナ ンバー の確認	■本人の場合に準じた方法による確認	■本人の場合に準じた方法による 確認	■次に掲げるいずれかの措置による確認 ・地方公共団体情報システム機構への確認 ・日本年金機構において過去に本人確認等の上で 作成した特定個人情報ファイルによる確認

# 国民年金保険料のご案内を民間委託しています

(国民年金部)

# ◎ 国民年金保険料収納業務の民間委託(市場化テスト)について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸 別訪問による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の 案内」について、民間委託を実施しています。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

なお、昨年度との変更点は以下のとおりですので、ご留意ください。

### ① 受託事業者の変更

委託契約の更新に伴い、一部地区で平成29年10月から受託事業者が変更となりました。

市場化テスト受託事業者と担当地区は次のとおりです。

(平成30年3月1日現在)

市場化テスト受託事業者	担当地区(下線は変更箇所)
(株)アイヴィジット	北海道 青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島 埼玉群馬 新潟 長野 神奈川
㈱バックスグループ	千葉 東京(23区、島しょ部) <u>福井</u> <u>滋賀 京都</u> <u>奈良</u> 兵庫 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 <u>大分</u>
日立トリプルウィン(株)	富山 石川 岐阜 三重 愛知 広島 山口
日立トリプルウィン・ NTT印刷共同企業体	茨城 栃木 東京(多摩地区) 山梨 静岡 大阪 和歌山 鳥取 島根 岡山 宮崎 熊本 鹿児島 沖縄

### ② 国民年金保険料収納事業の廃止

平成29年7月13日以降、受託事業者による国民年金保険料の収納は行って おりません。

そのため、受託事業者がお客様から保険料をお預かりすることはございません。

※ 受託事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

### 【日本年金機構ホームページ】

http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/shunoitaku/minkan-itaku/20150501.html



# 平成30年度における各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年度(平成30年4月から平成31年3月)に、日本年金機構において実施 を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせ いたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

( ●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分

●…新規の実施分 )

# 平成30年4月

- ▶ 国民年金保険料納付書の送付(4月定時分)
- 住民基本台帳ネットワークによる受給者原簿の氏名変更開始
- → 詳細は、本誌5頁~8頁及び別冊「様式集」をご確認ください。
- 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
- → 詳細は、本誌14頁~19頁をご確認ください。
- 任意加入被保険者資格取得時の□座振替手続きの簡素化の開始
- → 詳細は、本誌20頁~21頁をご確認ください。

# 平成30年5月



- 3号不整合記録の整備により金額変更があった方に対する、老齢基礎年金の額の 計算の内訳及び減額の理由を記載したお知らせ文書の送付
- → お知らせ文書の詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。

# 平成30年6月



- 統合通知書(年金振込通知書・年金額改定通知書)の送付
- ※ 視覚障害者(障害年金受給者)には、年金額情報を収録した音声コードを印刷して送付する予定です。
- → 統合通知書(年金振込通知書・年金額改定通知書)の詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。
- 障害基礎年金所得状況届の送付
- → 詳細は、次号の「かけはし」にてお知らせします。

# 平成30年7月



- 国民年金保険料の継続免除制度の改正の施行
- 国民年金保険料納付書の送付(7月定時分・過年度分)

# 平成30年8月

F

● 平成31年分扶養親族等申告書の送付

# 平成30年9月

国民年金保険料の5年後納制度終了(9月末)

# 平成30年11月

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付
- ねんきん月間・年金の日(11月30日)
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付

# 平成30年12月

年末収納対策用納付書の送付

# 平成31年1月



- 国民年金保険料免除申請書への別世帯配偶者の個人番号の記載の開始
- 国民年金保険料について、インターネット上でクレジットカード決済ができる サービスの開始
- 口座振替利用促進の勧奨の実施
- 平成30年分公的年金等の源泉徴収票の送付(年次分)

# 平成31年2月



- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書(催告状)の送付

# 平成31年3月



- 国民年金の特定付加保険料制度終了(3月末)
- 年度末収納対策用納付書の送付

# 平成30年度国民年金保険料について

(国民年金部)

# 国民年金保険料の金額



平成30年度の国民年金保険料額は、<u>月額16,340円</u>です。

平成30年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において16,900円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成30年度の保険料改定率0.967を乗じることにより、16,340円となりました。

### 国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示(平成30年厚生労働省告示第34号)により定められました。

平成29年4月より、従来の口座振替に加え、<u>現金(納付書)納付・クレジット</u>カード納付でも2年前納を行うことが可能となりました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら14,420円、1年前納なら3,480円、6か月前納でも800円の割引になります。

また、口座振替制度を利用すると、毎月払いと比べて2年前納なら15,650円、1年前納なら4,110円、6か月前納でも1,110円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

- (1) 2年(4月~翌々年3月分)分の前納
- (2) 1年(4月~翌年3月分)分の前納
- (3) 6か月(4月~9月分、10月~翌年3月分)分の前納
- (4) 毎月(早割、口座振替のみ)
- (5) 毎月(割引なし)
- 注)<a href="mailto:100%]
  <a href="mailto:10

# まだ間に合う2年前納は?



口座振替・クレジットカード納付の申込は受付を終了しましたが、現金(納付書)での納付は可能です。納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください(平成30年4月~平成32年3月分までの前納納付書の使用期限は、平成30年5月1日です。余裕をもったご案内をお願いします)。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、任意の月から翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。併せてご案内ください。

※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意 願います。

# 国民年金保険料 納付額比較(平成30年4月時点)

	1か,	月分	6か,	月分	1年	分	2年	分
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金 納付、翌月末振替 の口座振替)	16,340円	-	98,040円	-	196,080円	-	393,000円	_
【早割】 (当月末振替の 口座振替)	16,290円	50円	97,740円	300円	195,480円	600円	391,800円	1,200円
6か月前納 (現金納付)	_	_	97,240円	800円	194,480円	1,600円	-	_
6か月前納 (口座振替)	-	-	96,930円	1,110円	193,860円	2,220円	-	_
1年前納(現金納付)	-	-	-	-	192,600円	3,480円	-	_
1年前納(口座振替)	-	-	-	-	191,970円	4,110円	-	_
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	378,580円	14,420円
2年前納(口座振替)	-	-	-	-	-	-	377,350円	15,650円

- ※ 平成31年度の国民年金保険料額は、16,410円です。
- ※一部免除(一部納付)の方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のご利用となります。
- ※ クレジットカード納付による納付額は「現金納付」と同額になります。

# 【現金で2年分を毎月納付】



平成30年度分 保険料

16,340円 × 12か月 = 196,080円

平成31年度分 保険料

16,410円 × 12か月 = 196,920円

現金・クレジットカードの2年前納なら ここから、14,420円割引!



口座振替の2年前納なら ここから、15,650円割引! 合計 393,000円

# 平成30年度の学生納付特例申請書の送付について

# (事業推進統括部)

平成29年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、 引き続き平成30年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」 (ターンアラウンド様式)を3月31日(土)にお送りいたします。

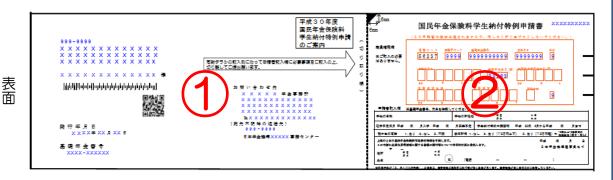
申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、 平成30年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書また は学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、発送に合わせて日本年金機構ホームページにお知らせを掲載する予定です。 平成30年度学生納付特例申請書及び送付用封筒レイアウトについては、本誌15 頁~19頁を参照してください。

# 全体レイアウト(詳細は次ページ以降)

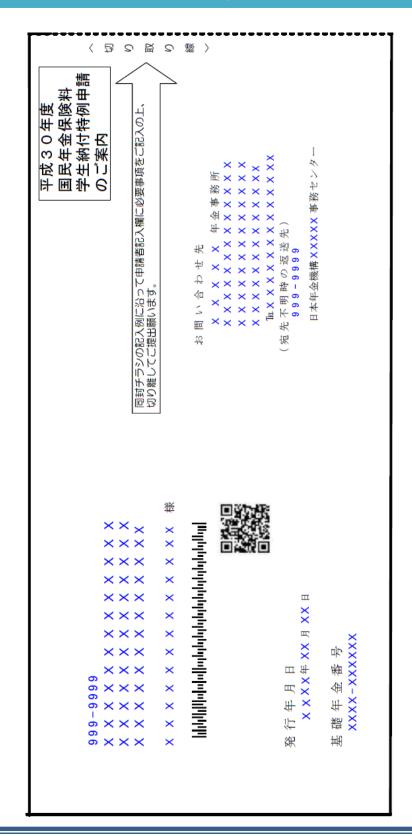
裏面



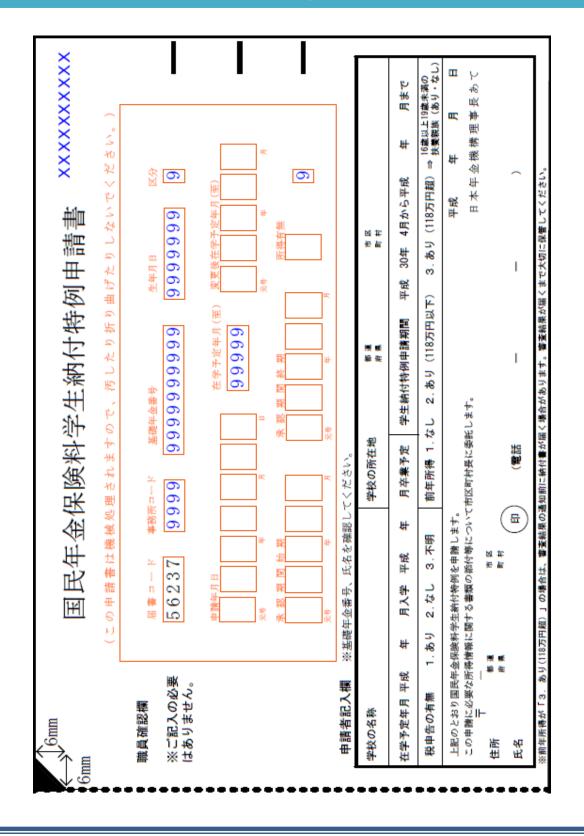
平成30年度の国民年金保険料額および勅付期限は以下のとおりです 保険料観 16,340円 動付期限 00⊕⊲⊲≈-∞-∞ 定额条款料 月額:6,540円 16,340円 16,340円 30年11月30日 31年 1月 4日 16, 340F 6月分 7月分 16,340F 16,340F 16,340F 30年 7月31日 16,340円 16,340円 31年 1月31日 31年 2月28日 8,F, 5 . 5. 540円 30年10月31日 とめて前納する場合は以下のとおりです。 գիգիգիգիոնին ախվանինինին 印 助可なな。 国民学金保険料約5 納付してください。 1804 1031 038

※掲載している申請書は参考です。記載内容等が変更する場合があります。ご了承ください。

# 表面①



# 表面②



# 表面③

	郵便はが	き	
料金受取人払郵便	1 1	1 - 1	1 1 1
		н	1 1 1
差出有効期間		本	$\bigcirc$
平成〇〇年〇〇月 〇〇日まで (切手不要)		日本年金機構(	○市△△2-3-5
差出人 氏名 住 所 〒		$\bigcirc$	$\frac{2}{3}$
	ի գել ի գերերի գերերի գերերի գերերի գերերի ա	○事務センタ	5
	1	セン	
	1	ター	
受付印	ŧ	行	
XIII	Ī		

# 表面4

~31年3月分

30年10月 97,

30年4月~30年9月分 240円 30年5月1日 800円

30年4月~31年3月分 1年前納で納める場合

30年4月~32年3月分 2年前納で納める場合

580円

378,

保険料額

納付期限 割引額

納付月分

18

30年5月1日 14,420円

92,

30年5月1日 600円

3,480円

7,

6

6カ月前納で納める場合

30年10月31日 240円

800円

410円で計算しています。

金額は、現金で納付した場合の金額です。また、平成31年度の保険料は、16,前約は、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

0年度の国民年金保険料額および納付期限は以下のとおりです 平成3

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	16,340円	30年 5月31日	10月分	16,340円	30年11月30日
5月分	16,340円	30年 7月 2日	11月分	16,340円	31年 1月 4日
6月分	16,340円	30年 7月31日	12月分	16,340円	31年 1月31日
7月分	16,340円	30年 8月31日	1月分	16,340円	31年 2月28日
8月分	16,340円	30年10月 1日	2月分	16,340円	31年 4月 1日
6月分	16,340円	30年10月31日	3月分	16,340円	31年 4月30日
保険料をま	保険料をまとめて前納する場合は以下のとおり	は以下のとおりです。	,		

定額保険料 月額16,340円 あわせて納める 付加保険料を

場合の保険料 月額16,740円

XXX XXXX XXX

国民年金保険料納付書を添えて、上記の納付場所で 巻行してください。

支店、代理店または歳入代理店

日本銀行本店、3 納付受託機関 |納付場所|

納付方法】

# 送付用封筒(表面)

。いち計〉謂ン玄ぐそその桂同却略精。卞末いブ」括委二香業専間另、却内案ンの考赫手請申等級免が廿條の牉剱界金辛因国 、いち55~桂開コの早は、たらの矯動ごを各てあ。もずから映はな砕大 15mm 料金後納 郵便 区分郵便  $90 \text{mm} \times 55 \text{mm}$ ■日本年金機構 12mm Japan Pension Service  $60 \text{mm} \times 45 \text{mm}$ 35mm 大切なお知らせです。 必ず開封してください。 2mm 差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

# 送付用封筒(裏面)

大切なお知らせです。あて名をご確認のうえ、お早めに開封ください。

国民年金保険料の納付や免除等申請手続きのご案内は、民間事業者に委託しています。詳細は同封のチラシをご覧ください。

-般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ

ナビダイヤル・

0570-003-004

お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○「(東京)<u>03</u>-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

〔お問い合わせ時間〕

月~金曜日……午前8時30分~午後7時00分第2土曜日……午前9時00分~午後5時00分

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

※お電話がつながりにくい場合は、国民年金保険料学生納付特例申請のご案内に記載の年金事務所へお電話いただきますようお願い いたします。

# 国民年金の口座振替手続きが一部簡素化されます

(国民年金部)

### (1) 同一口座で振替方法のみの変更を行う場合の手続きについて

今般、お客様の利便性向上の観点から、お客様が振替方法の変更のみを希望する場合には金融機関や口座番号の記入を省略できることとしました。

具体的には、本年2月16日から、口座振替を行っているお客様が振替方法の変更のみを希望する場合(例:6か月前納から1年前納に変更)に振替方法の変更のみ希望である意思表示をすることで、指定預金口座欄の記入・押印を省略できる取扱いとしました。

- <簡素化の対象となる条件> ※すべてに該当した方が対象になります。
  - ①現在、口座振替で国民年金保険料の納付を行っていること。
  - ②国民年金保険料の振替口座は変更せずに、振替方法のみを変更する手続きであること。

### <意思表示の方法>

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の口座名義人欄に、「振替方法の変更のみ希望」と記載してください。

# (2)以前の国民年金加入時と同一口座で納付を希望する場合の手続きについて

今般、お客様の利便性向上の観点から、国民年金の口座振替手続きを簡素化することを 可能とする国民年金法施行規則の改正が行われました。

現在の規定では、国民年金保険料を口座振替により納付している第1号被保険者が海外に転出し、その後も任意加入被保険者となる場合等において、当該被保険者が引き続き、同一口座から口座振替による納付を希望する場合であっても、口座振替納付(変更)申出書を提出いただく必要がありましたが、今般の改正により、今年4月1日の受付分から口座振替納付(変更)申出書の提出を省略することができるようになります。

# <対象となる手続き>

- ・ 第1号被保険者から任意加入被保険者の加入手続き
- ・任意加入被保険者から第1号被保険者の加入手続き
- 任意加入被保険者から任意加入被保険者の加入手続き



- <簡素化の対象となる条件> ※すべてに該当した方が対象になります。
  - ①資格喪失時の国民年金保険料の納付口座と同じ口座かつ、同じ振替方法で納付を希望 すること。
    - ※別の振替方法での納付を希望する場合(例:6か月前納から1年前納に変更)は、 下記の【留意していただきたい事例】をご参照ください。
  - ②国民年金の資格喪失後に他の年金制度に加入していないこと。
  - ③国民年命の資格取得について、資格喪失した国民年命の加入記録の喪失日と同月内の 資格取得であること。

### <意思表示の方法>

国民年金の加入手続きの際に加入手続きの書類の備考欄に「前回と同一口座からの振替 を希望する」と記載してください。

### 【留意していただきたい事例】

平成30年4月1日以降にお客様が、先に加入していた国民年金の資格喪失日と同月内 の資格取得を行う際に、同一口座であるが、振替方法の変更を希望する場合。

- ⇒お客様から提出いただく書類
  - ◆国民年金の加入手続きの書類

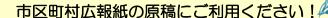
(備考欄に「前回と同一口座からの振替を希望する」と記載)

◆国民年金保険料□座振替納付(変更)申出書 (口座名義人欄に「振替方法の変更のみ希望」と記載)



クレジットカード納付は、手続きの簡素化の対象とはなりません。ご留意ください。





# 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、 電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、<u>納付義務のある方</u>\*の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市(区)役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

# 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成30年度分(平成30年7月分から平成31年6月分まで)の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市(区)役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

# 地域の独自情報

# 編集後記

1月は強烈な寒波の影響により、首都圏でも数十センチの積雪となりました。寒がりな筆者にとっては、つらい季節でした。「かけはし」の発行日には、春のにおいがしていたら良いな…と楽しみに思う反面、次なる強敵「花粉」が待ち構えています。春は入社や転勤といった新しい環境になり、鼻も気持ちも仕事も落ち着かないですね。さて、「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。